

瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第9号

瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年瀬戸市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 <省略>	(趣旨) 第1条 <省略>
<u>(定義)</u>	
<u>第1条の2 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。</u>	
<u>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u>	
<u>(1) 事業系ごみ 事業活動に伴って生じた一般廃棄物をいう。</u>	
<u>(2) 家庭系ごみ 事業系ごみ以外の一般廃棄物（し尿を除く。）をいう。</u>	
<u>(3) 粗大ごみ 家庭系ごみのうち、その大きさが第4条の3第1項に規定するごみ袋に入らないものであって、規則で定めるものをいう。</u>	
<u>。</u>	
<u>(4) 資源物 家庭系ごみのうち、第3条の計画</u>	

<p><u>に定める資源物をいう。</u></p>	
<p>(事業者の責務)</p>	<p>(事業者の責務)</p>
<p>第2条 事業者は、<u>事業系ごみを自らの責任において適正に処理しなければならない。</u></p>	<p>第2条 事業者は、<u>その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。</u></p>
<p>(一般廃棄物の処理計画)</p>	<p>(一般廃棄物の処理計画)</p>
<p>第3条 市長は、<u>法第6条第1項の規定により一般廃棄物の処理について、一定の計画を定め、毎年度の初めに告示する。</u></p>	<p>第3条 市長は、<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により一般廃棄物の処理について、一定の計画を定め、毎年度の初めに告示する。</u></p>
<p>2 前項の計画に重要な変更を生じた場合には、<u>その都度告示する。</u></p> <p>(市民の協力義務)</p>	<p>2 前項の計画に重要な変更を生じた場合には、<u>そのつど告示する。</u></p> <p>(市民の協力義務)</p>
<p>第4条 土地又は建物の占有者（占有者がない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、<u>廃棄物の排出を抑制し、再生利用を図り、及び廃棄物を必ず分別して排出するほか、廃棄物の減量及び適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。</u></p>	<p>第4条 土地又は建物の占有者（占有者がない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、<u>その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物は、自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、可燃物と不燃物を分別して、各別の容器に収納し、市長が規則で定める粗大ごみ（以下「粗大ごみ」という。）を所定の場所に集める等市長の指示する方法に従わなければならない。</u></p>
<p>(事業系ごみの排出)</p>	
<p>第4条の2 事業者は、<u>事業系ごみを生活環境の保全上支障が生じないよう自ら運搬し、若しくは処分し、又は法第7条第1項に規定する許可を受けた者に運搬させなければならない。</u></p>	
<p>(家庭系ごみの排出)</p>	
<p>第4条の3 市長は、<u>家庭系ごみの排出の袋として、燃えるごみ及び燃えないごみについてはごみ袋を、資源物のうちプラスチック製容器包装</u></p>	

、古布及びミックスペーパー（新聞紙、雑誌類、紙パック、段ボール及び汚れた紙類を除く紙類をいう。以下同じ。）については、資源回収袋を指定するものとする。

2 土地又は建物の占有者は、家庭系ごみ（粗大ごみを除く。）の排出の際、燃えるごみ及び燃えないごみについては、それぞれを分別して前項のごみ袋（以下「市指定袋」という。）により、資源物のうちプラスチック製容器包装、古布及びミックスペーパーについては、それぞれを分別して前項の資源回収袋により排出しなければならない。

3 土地又は建物の占有者は、粗大ごみの排出の際には、排出しようとする粗大ごみに粗大ごみ処理券を貼付し、排出しなければならない。

（収集又は運搬の禁止等）

第4条の4 第3条に規定する計画で定める所定の場所に置かれた家庭系ごみは、市長及び市長が指定する者以外の者が収集し、又は運搬してはならない。

2 <省略>

（多量の一般廃棄物）

第7条 法第6条の2第5項の規定により、市長が指示することができる多量の事業系ごみ（し尿等を除く。）は、その事業系ごみの1日平均排出量が20キログラム以上又は一時的排出量が100キログラム以上のものとする。

別表（第8条関係）

種類	区分	金額
し尿	<省略>	<省略>
燃えるごみ		45リットルの市指定袋1枚につき

（収集又は運搬の禁止等）

第4条の2 第3条に規定する計画で定める所定の場所に置かれた一般廃棄物は、市長及び市長が指定する者以外の者が収集し、又は運搬してはならない。

2 <省略>

（多量の一般廃棄物）

第7条 法第6条の2第5項の規定により、市長が指示することができる事業活動に伴って生ずる多量の一般廃棄物（し尿等を除く。）は、その一般廃棄物の1日平均排出量が20キログラム以上又は一時的排出量が100キログラム以上のものとする。

別表（第8条関係）

種類	区分	金額
し尿	<省略>	<省略>

		<u>50円</u> <u>30リットルの市指定袋1枚につき</u> <u>30円</u> <u>20リットルの市指定袋1枚につき</u> <u>20円</u>			
<u>燃えな</u> <u>いごみ</u>		<u>40リットルの市指定袋1枚につき</u> <u>40円</u> <u>20リットルの市指定袋1枚につき</u> <u>20円</u>			
粗大ごみ		<省略>	粗大ごみ		<省略>
備考 <u>し尿（従量制に限る。）</u> の手数料を算出する基礎となる数量が20リットル未満のとき、又はその総量に20リットル未満の端数があるときは、その数量を20リットルとして計算する。			備考 手数料を算出する基礎となる数量が20リットル未満のとき、又はその総量に20リットル未満の端数があるときは、その数量を20リットルとして計算する。		

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、令和5年9月1日から施行する。

（準備行為）

- この条例による改正後の瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による市指定袋及び資源回収袋の作成その他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

- この条例による新条例別表の規定は、別表の改正規定の施行の日以後

に市長が収集する一般廃棄物に係る手数料に適用し、同日前に市長が収集した一般廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。

(手数料の徴収)

- 4 前項の規定により別表の改正規定の施行の日以後に市長が収集する一般廃棄物（燃えるごみ及び燃えないごみに限る。）に係る手数料については、当該施行の日前においても新条例別表に規定する手数料を徴収することができる。